

広報やつしろ読者プレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の事業所（店舗）や商品等（以下「事業所等」という。）を紹介することで経済の活性化に寄与するとともに、広報やつしろの読読率及びアンケート回答率の向上を図ることを目的とするプレゼント企画（以下「プレゼント企画」という。）を広報やつしろに掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(プレゼント企画の内容)

第2条 プレゼント企画の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業所等を紹介する記事を広報やつしろに無償で掲載する。
- (2) 記事が掲載された事業所等は、広報やつしろのアンケート回答者へのプレゼントを提供する。
- (3) 前号の規定に基づき提供されたプレゼントを、広報やつしろのアンケートに回答した人の中から抽選で当選者を決定し、引換券を送付する。
- (4) 当選者は、引換券を事業所等に持参し、プレゼントを受け取る。

(掲載の方法)

第3条 市長は、プレゼント企画の実施を希望する事業所等の記事を、原則として「広報やつしろ」の紙面に掲載し、紹介するものとする。

- 2 プレゼント企画の記事の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。
- 3 プレゼント企画の記事の掲載は、原則として広報紙1号につき1件とする。

(プレゼントの基準)

第4条 プレゼントを含む記事の内容は、八代市広告掲載要領（平成30年4月1日施行）及び八代市広告掲載基準に定めるものとする。

- 2 プレゼントは、原則として市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売するものとする。
- 3 プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第5条 プレゼントは、原則として希望小売価格で総額5千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。ただし、原則として2人以上に提供するものとし、1人当たり希望小売価格で総額1千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。

2 プレゼントは、原則として、第 9 条に規定する本市が発行する引換券と無償で引換えができるものとする。

3 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して 2 か月以後 6 か月以内に事業所等が設定するものとする。

(プレゼント企画掲載希望者の募集)

第 6 条 プレゼント企画への掲載を希望する者の募集は、「広報やつしろ」、八代市ホームページ等により行うものとする。

2 プレゼント企画掲載希望者は、八代市広告掲載要領及び本要領を遵守し、掲載希望月の 3 か月前の毎月 5 日までに、広報やつしろ読者プレゼント企画掲載申込フォームにより申込みを行うものとする。

3 プレゼント企画掲載希望者は、掲載決定の有無にかかわらず、申込後に掲載を辞退する場合は、広報やつしろプレゼント企画掲載申込辞退書（様式第 2 号。以下「辞退書」という。）を市長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第 7 条 市長は、申込みを行ったプレゼント企画掲載希望者の中から、毎月抽選でプレゼント企画掲載事業者を決定する。

2 市長は、原則として掲載号の発行日から起算して 12 か月以内に発行される「広報やつしろ」には同一の事業者を掲載しないものとする。

3 市長は、掲載を決定した事業者（以下、「掲載事業者」という。）に対して、原則として発行日から起算して 2 か月以上前までに、広報やつしろ読者プレゼント掲載決定通知書（様式第 3 号）を交付する。

(原稿の作成)

第 8 条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 市長は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市長は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼント当選者の決定)

第 9 条 市長は、プレゼントの当選者を毎月抽選で決定するものとする。

2 市長は、プレゼント当選者に、シリアルナンバー及び引換期限を記載した引換券を交付するものとする。

(プレゼントの提供方法)

第10条 プレゼントは、原則として、前条の引換券により、掲載事業者の八代市内における事業所において引き換えるものとする。

2 掲載事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。

3 前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

4 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すこと又は割引等プレゼント以外の利益を与えることをしてはならないものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、プレゼントがチケット又はこれに類するものである場合は、市長は、掲載事業者から納品された当該プレゼントをプレゼント当選者に送付することができる。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

(1) 申込書の内容に偽りがあったとき。

(2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。

(3) 当該掲載事業者から辞退書の提出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと認めるとき。

(情報提供及び二次利用)

第12条 市長は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報(個人情報を除く。)を提供するものとする。

2 掲載事業者は、掲載号の「広報やつしろ」プレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、「広報やつしろ」の改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第13条 市長は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第14条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

2 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。

(実施報告)

第15条 掲載事業者は、引換期限満了後、速やかに広報やつしろ読者プレゼント引換実施報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項は、秘書広報課において定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。